

平成30年度 第3回 武蔵野市男女平等推進審議会議事要旨

日 時 平成30年8月1日（水） 午後7時～9時

会 場 男女平等推進センター会議室

出席者 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、菅野委員、
竹内委員、中村委員、三上委員、山田委員

(欠席) なし

1 開会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 前回議事録の確認

(2) 計画策定のスケジュールと計画の体系について

(3) 新基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちに関する現状と課題、施策

(4) 第三次男女共同参画推進状況（基本目標Ⅱ・Ⅲ）について

(5) その他 次回審議会の日程について ほか

■議題（1）前回議事録の確認

資料4に基づき事務局より説明。

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（2）計画策定のスケジュールと計画の体系について

資料1，2に基づき事務局より説明。

【事務局】 資料1の審議内容と論点に関しては変更がないので、省略する。

資料2の武蔵野市男女平等推進計画の体系に関しては、変更があるので説明する。
1点目は、新基本目標Ⅰ、1－3について「互いの性を理解し尊重する意識づくり」となっていたものを、多様な性を表現するため、「それぞれの性」と変更し、意識だけではなく体制についても言及する必要があるとのことから、「それぞれの性を理解し

尊重する意識・体制づくり」と改めた。

2点目は、新基本目標Ⅱ、2-5に前回まで「生涯にわたる健康施策の推進」を置いていたが、第三次計画同様、新基本目標Ⅲ、3-4に戻している。

3点目だが、新基本目標Ⅲ、3-1に(6)として、「配偶者暴力相談支援センターの検討」と項目出ししていたが、配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていくことは重要であるが、センター自体の設置はこの5年間では難しいこともあり、こちらについても第三次計画同様に、(5)「推進体制の整備」の下位に置いて、この表には記載されていないが、「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」としたい。

【会長】 1点目について、補足する。1-3「それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくり」についてだが、今回は、男女というだけではなくて、性の多様性への理解の促進等が含まれており、併せて支援もここに含めたいということだ。この部分は前回までは「互いの性を理解し尊重する意識づくり」となっており、支援はここよりも新・基本目標Ⅲがよいのではないかという意見もあった。検討してみたが、今回の重点項目でもあるので、性の多様性への理解の促進と支援ということを一括にまとめたほうが焦点がぼけないだろうということで、1-3としてまとめておきたいと考えた。そして、その内容を示すために「意識・体制づくり」という表記とした。「互いの性」は、男女のみではないという意味を考えると「それぞれの性」のほうがいいのではないかということで修正した。

ほかの点は事務局の説明どおりである。これについて、意見があればお願いします。

無いようなので、これで進めさせていただく。

■議題(3) 新基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちに関する現状と課題、施策について

資料3-1, 3-2に基づき事務局より説明。

【事務局】 まず資料の3-1、男女平等に関する意識調査から見えた課題をご覧いただきたい。新基本目標Ⅲ「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」の3-1「配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援」の現状について、親しい関係にある男女間の暴力について、「大声でどなる」が3割台、「配偶者等の外出などを制限する」が4割台と、認識が低くなっている。その次の「デートDV」への認知度は女性で43.3%、男性で33.3%と差がある。年代別に見ると、女性の20代78.6%、

30代62.5%、男性の20代59.3%というふうに、若い世代では高くなっているが、親世代になると認知度が低い。続いて男女間の暴力を防止するために必要な市の施策として、「相談しやすい条件整備」が男女とも上位3位以内に入っており、その他の項目として、女性は「啓発」と「被害者の自立支援」、男性は「被害者を一時的に保護する施設の増設」、「被害者支援にかかわる人の意識向上」が上位に上がっている。

それらから導き出した課題であるが、「どういう行為が親しい関係にある男女間の暴力に当たるのかを引き続き普及啓発する」とともに、「被害者の自立支援」、「一時保護などの支援の充実」に加え、「支援者の意識を高め」、「支援体制を整える必要」がある。さらに、デートDVについては、若い世代のみならず、その上の、親の世代の市民にも普及啓発する必要があると考えている。

引き続き資料3-2、28年度の推進状況調査から見えた課題であるが、(3)安全の確保、(4)自立支援に関しては、順調であると評価されており、それ以外の施策もおおむね順調との評価をいただいている。

(1)「暴力の未然防止と早期発見」についての課題としては、若年世代に向けた意識啓発が必要であること、(2)「相談事業の充実」については、さらなる周知とともに、「女性相談支援カード」を作成、公共施設や民間施設のトイレ等への設置を検討すること。(5)「推進体制の整備」としては、配偶者暴力相談支援センター機能の整備・設置という視点での、研究が必要であるとされている。

それらから導き出した課題としては、若年世代を対象とした意識啓発を目的とした出前講座の実施、相談事業のさらなる周知、配偶者暴力相談支援センターの機能の整備・設置という視点での研究が必要であるというふうになっている。

なお、相談窓口等を掲載した「女性相談支援カード」を作成し、本日、見本を机上配付させていただいた。今後、公共施設や民間施設のトイレ等に設置していきたいと考えている。

【会長】 まだ配布はしていないか。

【事務局】 配布はまだである。新3-2「セクシャル・ハラスメントやストーカー等への対策」であるが、資料3-1、意識調査から見えた課題としては、現状として、ストーカー規制法の認知度は男女とも8割超と高いが、JKビジネスの認知度は、女性で5割、男性で6割と差が見られる。講座や「まなこ」の特集記事としての、リベンジポルノや性犯罪、JKビジネスなどの性的被害については、男女合わせて9.6%

と、関心が比較的低い。そのことから、課題として、ストーカー行為のみならず、JKビジネスを含めたその他の暴力についても啓発し、認知度を高めるとともに、暴力の防止に向けた取組が必要であるとされている。このことについての、資料3-2の推進状況調査の評価に関しては、おおむね順調であるとなっている。

新3-3「特別な配慮を必要とする人への支援」であるが、資料3-1、意識調査から見えた課題として、高齢者や障害者、在住外国人などへの支援活動、ボランティア活動をしている人の割合は低くなっているが、講座や「まなこ」の特集記事として、ひとり親支援や子供の貧困についての関心が高くなっているということである。課題として、ボランティア活動への関心は高いけれども、参加の割合が低いというのが見えてきたので、特別な配慮を必要とする方への支援について、地域の人が携われるよう情報提供をするとともに、支援を充実していく必要があるとしている。資料3-2、推進状況調査から見えた課題であるが、ひとり親家庭等への支援は順調、介護支援施設の充実はおおむね順調であると評価されている。

最後に新3-4「生涯にわたる健康施策の推進」である。これは、前回審議会で新2-4として説明しているので省略する。

【会長】 ここまでの説明について、質問、意見のある方はお願いしたい。

【副会長】 デートDVの認知度が低いとのことだが、40代、50代、60代ではデートすること自体が減っており、関心がないのではないかと。10代の後半とか20代の子たちがデートDVに遭うとして、それを親の関与で未然に防げるのかということも難しいのではないかと思う。だから、何を目標にするかということだが、年長者にこういうことがあるということをお教えることを目的にすることで、効果が得られるのか疑問である。何かもう少し違う目標の向け方が、デートDVが無いようにするということに対しては効果があるのかなと思う。

リプロダクティブ・ヘルスについて、条例をつくっているときでもそれぞれの文言の意味合いが最後まで全員で理解を統一することが難しかったぐらいなので、この文言自体の意味合いを正確に皆に伝えるということは難しいのではないかなと思うのと、この言葉によって実現されるような施策を進めていくということが大事だと思うが、じゃあ、それは具体的に何かということについて、専門の方にそれぞれお話を伺わないといけないのではないかなと思った。

関心を高めればいい分野と、もっと施策自体を進めたほうがいい分野があると思う

が、どれも意識を高めるという方向に行っているので、何かその仕分けは、例えば、高齢者、障害者、ひとり親の支援ですが、認識を、ボランティア活動をする人の割合を高めるといことが、目標として重視することが必要なのかよくわからない。プロの人たちの、受ける人たちにとってうれしい支援を充実したほうがいいかもしれない。外国人とかだとやはり言葉の問題があるので、ボランティア活動をふやしたほうがいいのかもしれないので何とも言えないが、やはり、意識を高めるとか、参加を一般の方にさせるということが必ずしも一番いい方法とは限らないのかなと思った。ひとり親なんかだと、政策をきちんとして対応することが大事なのではないか。地域の人たちがボランティア的に参加するということが問題の解消にとって、プライオリティが高いことというわけではないだろうと思っていた。

【会長】 私も基本的に同じような感想を持った。意識調査の結果から、デートDVについての親世代のことであるとか、障害者等への支援についてのボランティアの参加を増やすといった課題が挙げられているが、ここでの現状分析から直ちにここであげられた課題が導かれるのか、疑問に思うところがあった。

今後、ここでの分析をベースにしながらか報告書を作成していくことになると思うが、報告書作成の際には、この現状と課題をそのまま写すのではなく、精査していきたいと考えている。ほかに意見はあるか。

【委員】 デートDVの出前講座を大学で開催しているが、私も市民協議会の立場で参加して、ああ、こういう形で刷り込まれている意識みたいなものがあるということを感じさせたり、ということがある。ここは丸になっていて、二重丸ではないが、もし大学生だけだったらかなり効果的になっているのではないか。ただ、目標が親になった場合には、デートDV自体に対する意識自体、男女の刷り込まれた意識ということ考えたときには、そこを親の世代も認識しなければいけないとは思う。

それから、私自身が相談を受けたことで、女の子の親と男の子の親、大学生、結婚前といったことで大分意識が違っている。かつての女性に対する意識というものがある上に、若い人とその親世代がすごく意識が違うということがある。時代によっても、大分価値観が違ってきている。

【事務局】 今回課題としての、親世代というのは事務局のほうで記載した内容で、二重丸ではなく丸である主な要因は、高校生以下の若年層に広げなければならないという意味であると思う。

【会長】 資料3-2に記載されている審議会の評価の部分は、昨年度の審議会で行った、その前年、平成28年度の評価が記載されている。評価は、丸が概ね順調であり、全体的に推進が図られている場合となっている。二重丸は、効果的な取り組みができており、特別に成果が出ている、積極的に取り組んでいると認められる場合となっている。この資料では、審議会の評価として、現状と課題に分けて書かれているが、この部分は昨年度の審議会でのコメントをもとに事務局が整理してくれたものである。第三次計画についての平成28年度の武蔵野市の取組に関する評価であるので、参考になると思われるが、新基本目標や今回の意識調査の結果がそのまま反映されているわけではないことに留意していただきたい。

これらを踏まえて、本日は平成29年度の進捗状況をチェックしていく。また、併せて、これからの計画策定の際にどこに重点的を置くかも考えていただければありがたい。時間の都合上、次に進めたいので、他に気になることがあれば、次期計画の策定の議論の折にお願いしたい。

それでは、議題4の第三次男女共同参画推進状況、基本目標ⅡとⅢについて、事務局の説明を受ける前に、前回の会議において資料提出を求められていたものについて、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】 前回資料をご覧いただきたい。資料の5と6、まず1番で生涯学習スポーツ課の五大学の推進状況について男女の視点があるかということがあり、口頭での報告になるが、調査した。29年度武蔵地域五大学共同教養講座の中で、成蹊大学では「共生と分断の間で」という講座、武蔵野大学で「やさしくわかる高次脳機能障害、認知症、摂食嚥下障害」という看護学部の講座があった。

【副会長】 今の2つは全然男女の平等とか、今回のテーマとは関係ないと思うが、関係あるものはあったのか。

【事務局】 寄附講座の中で、武蔵野大学の「妊娠、出産、子育ての今」という、全16回、市民の延べ参加者数が96名という講座が行われている。現代教養講座で「身近な法律問題」が亜細亜大学で、全15回で行われている。

【会長】 それは、どういう意味で男女平等推進と関係するのか。

【事務局】 身近な法律問題ということで、相続や、離婚が一部入ってくる。

【委員】 この中であえて関係しているのかと担当者がピックアップしたら、こうなったということか。何か出してと言われたから、苦し紛れに出したということか。

【事務局】 大きな講座としてはこういった形になるが、それ以外にも、武蔵野地域五大学の教科の履修ができるので、科目数にすると1,400科目にのぼる。その中には、人権やジェンダーに関する教科もあるとの回答である。

【会長】 亜細亜大学にも女性学があるが。

【副会長】 意識を醸成するための講座や研修等を開催するということの中で昨年、講座や研修をやった中で関係あることは何かということを知っている。いま、説明された中では、武蔵野大学の「妊娠、出産、子育ての今」と、亜細亜大学の「身近な法律問題」全15回の中の数回、離婚など、男女にかかわることを取り扱ったというのが、多分この枠にはまりそうである。

【事務局】 続いて事業番号4、図書館における情報提供である。「女性に対する暴力をなくす運動」のテーマで、DV関係のパネル展示を行った。図書の展示・貸出は、28年度は56冊展示、24冊貸し出しで42.9%、29年度は70冊展示、展示もふえており、57冊貸し出しで、81.4%、2倍になっている。ある一定の期間の図書展示であり、かなり高い貸出率であり、成果が上がったと考えている。

事業番号5の「まなこ」の発行に関して、市役所とセンターでの「まなこ100号記念」のパネル展示に合わせて、図書館で図書展示も行った。こちらは63冊展示、43冊が貸し出しになっており、期間が13日しかないので、1日当たり3.3冊借りられた。これも大きく成果が上がったかなと考えている。

事業番号7の人権教育の推進に関する報告書は、指導課からもらったものを配布している。

事業番号12の行政刊行物の見直しの中で、表現ガイドラインの参考になるものをとのことだったので、先ず宝塚市の職員用のガイドライン、さらに前回話が出た千葉市の、刊行物の表現にとどまらない、窓口・電話対応等も含めたガイドライン、こちらが3月にできていたので、併せてお配りした。

【会長】 何か質問、意見等はあるか。

【副会長】 大変に充実した内容であると思うが、これ自体は多分、LGBTに特化しているように感じられる。

【担当部長】 これは新聞でも、LGBTに特化して、窓口の対応も入れたということで、報じられている。

【会長】 ほかにあるか。本日配布の資料5が、前回の第三次計画進捗状況の確認の

際に、基本目標ⅠとⅣについて出た意見をまとめたものである。

■議題（４）第三次男女共同参画計画の推進状況（基本目標ⅡとⅢ）について

前回配布資料５、６、今回資料６、７、８に基づき各担当課長、事務局より説明。

【会長】 それでは、第三次男女共同参画計画の推進状況、基本目標ⅡとⅢについて、各担当課長からの説明をお願いしたい。事務局より紹介をお願いする。

【事務局】 では、紹介させていただく。人事課長の藤本、生活経済課長の西川、健康課長の一ノ関、子ども政策課長代理の金子、子ども育成課長の菅原の各氏である。

【会長】 各課より、５分以内で説明いただきたい。

【事務局】 男女平等推進センターから説明する。基本目標Ⅱ、事業番号１３のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を進めるための講演会や情報提供などの実施、事業番号１４「まなこ」でワーク・ライフ・バランスの情報の掲載、事業番号１８にも両立支援に関する企業活動の取組事例紹介等とである。事業番号１４がＡ評価になっている。「まなこ」１０１号において、男性のワーク・ライフ・バランスを特集し、男性の家事育児参加、働き方改革の重要性や、市内在住在勤の働き盛りの男性たちへのインタビューなどを掲載したとのことでＡ評価をつけている。

事業番号３９、市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上に関しては、本日配布資料６をご覧ください。１の議会を除いた２の行政委員会、３の附属機関の内、法律、条例で設置しているもの、４その他の委員等の合計数値が、今回５０．３％と目標値の５０％を超えている。

事業番号４８、「まなこ」や男女平等推進センターを通じてワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行うということである。図書館でテーマ展示「父親のゆしみ」を６月８日から７月４日まで実施し、併せて男性の地域デビューについて特集した「まなこ」９４号や東京都の関連資料を配架した。６７冊展示５２冊の貸し出しで、７７．６％の貸出率であったため、Ａ評価としている。

事業番号５３、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施だが、同運動期間に市役所、プレイス、コピス吉祥寺、市民会館においてパネル展示を行うとともに、DV防止啓発講座を「脱DVへの法律知識」ということで実施した。また、中央図書館とプレイスにおいて、先ほどお話ししたとおりの関連図書の展示を行い、Ａ評価とした。

事業番号５９、「配偶者暴力に関する相談窓口の周知」の男女平等推進センター部分

だが、本日配布の女性相談カードを作成したということでA評価とした。今年度公共施設や民間施設等に配布を行う予定である。

事業番号85、ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座は、男女平等推進センターと読み替えていただきたい。LGBTをテーマとした映画の上映会を行い、併せて性的マイノリティの方を対象とした「むさしのにじいろ電話相談」を周知、実施した。また、フォーラムで講座や講演会、パネル展示等を行い、B評価とした。

事業番号92、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供・啓発だが、「まなこ」102号において特集号を行った。また、ワークショップ「I LADY. inむさしの」を小学生を除く10代、20代女性を対象に実施し、B評価とした。

【人事課長】 人事課の昨年度の取組である。事業番号20、男性の育児休業等の取得促進だが、昨年度の実績として、庁内報で介護休暇などの制度を周知するとともに、出産予定報告書を提出した男性職員に出産・育児に係る休暇制度の案内を行っている。その結果、男性の育児休業取得率は、28年度36.4%だったところ、29年度55%と、大幅に取得率が増加し、対象者の半数が育児休業を取得したということになる。今年度の予定としては、適切な時期に適切な期間の介護休暇を取得できるよう支援をしていく、男性の育児休業取得者について庁内で経験談を共有し、一層取得しやすい雰囲気の醸成を図っていきたいと考えている。

事業番号21、長時間勤務の是正だが、昨年度の実績は、カエルデーや水曜日の一斉定時退庁日などのほかに、月末の金曜日、世間ではプレミアムフライデーと言われている日をノー会議デー・ノー残業デーと設定した。また、一斉退庁日については、退庁を促す市長メッセージを職員のパソコンに配信をした。さらに、5月からは超過勤務命令対応策届書ということで、月45時間以上残業した職員がいる課に対して、対応策の届出の提出を開始し、好事例につきましては10月に庁内で共有を図った。今年度については、カエルデーなど引き続き実施をするものと、超過勤務命令対応策届出書の検証を行い、超過勤務がこの取組によって減少した所属についての成功事例などを全庁共有していきたいと考えている。

【会長】 効果はあがったのか。

【人事課長】 職員一人あたり、年間7時間ほど超勤縮減効果があった。

【人事課長】 事業番号22、働き方の見直し促進だが、昨年度の取組としては、育

児休業取得者の懇談会を実施したほか、管理職向けの研修を行った。ワーク・ライフ・バランスの意味と生産性の高い職場づくりに向けた働き方の見直しということを中心に、マネジメント研修を行った。今年度についても、懇談会を実施するとともに、育児休業中の体験談など、庁内報で紹介したいと考えている。また、職員みずからのワーク・ライフ・バランスを考えてもらう機会とするよう、武蔵野市ファミリーデーという職員の家族を職場に呼ぶ催しを7月の下旬に行った。

事業番号40、市役所の女性管理職の登用推進である。昨年度の取組としては、女性の登用の促進に関する研修に課長補佐職の女性職員が2名参加をしている。また、育児休業取得者についても昇任試験が受験できるよう運用の見直しを行った。また、職員アンケート調査を行って、女性職員が抱える悩みやキャリアプランなどについて検証を行った。今年度についても、女性活躍に関する講演会を実施するとともに、女性の登用促進に関する研修など、職員に案内をしていく予定である。

最後に事業番号97、人材育成の推進である。昨年度の実績として、平成30年1月26日に「笑って考える男女平等社会」をテーマに、東京大学大学院教授の瀬地山角氏をお招きして、全職員向けに講演会を実施し、39名の職員が参加した。今年度も同様に男女平等推進担当と共管で全庁向けの研修を実施する予定である。

【事務局】 一点追加をお願いしたい。事業番号58、相談体制の整備のところで、B評価であるが、女性総合相談について前回の審議会でご質問いただき、参考資料1を提出した。25年度は平日の日中ということで5コマ相談の機会を設定しており、相談件数が年間38件です。その後26年度38件、27年度39件と続いている。28年度の後半、29年の1月から市民相談係と男女平等推進センターを合わせて、42件。29年度は男女平等推進センターのみで日中6コマ、夜2コマ、土曜の日中3コマとなり、年間相談件数71件と増加している。

【委員】 コマとは何の意味か。

【事務局】 コマというのは、1コマが50分で、例えば、29年度で言えば6コマというのはこの50分の相談の枠が6つあるということである。

【副会長】 そのコマ数分、相談が受付できるということか。

【事務局】 そのとおりである。例えば25年度は月5コマで、年間60コマの枠があったところが、38件の相談があった。これが29年度には、132コマの枠があ

り、71件相談が入ったということである。

【副会長】 では、半分以上埋まっているということである。29年でいったら、家庭の相談が53件で、突出して多い。法律相談が2件なので、何か解決する方向に行かないような家庭の相談が大半を占めているということか。

【会長】 法律相談は別枠か。

【事務局】 法律相談は、市役所で別枠であるので、最初から法的な相談が予想される方はそちらに行っていると考えられる。男女平等推進センターで30年度から、女性法律相談をはじめたところ、月4枠ではあるが、4月から、予約がすべて埋まっているので、法律相談のニーズ自体はあるものと考えている。

【会長】 それでは、ただいまの2つの課からの説明について質問、意見があればお願いしたい。

【副会長】 育児休暇の取得率が大幅に増加したということは、取得者が増加したということだと思うが、取得期間は延びているのか。

【人事課長】 取得期間について、精密な期間は分かっていないが、1カ月ぐらいである。

【副会長】 1人1カ月。前より伸びているかどうかかわからないか。

【人事課長】 正確な日数などは出していないが、担当に聞いたところ、皆、1カ月程度はとっているとのことである。

【副会長】 平均すると1カ月ということか。

【人事課長】 そのとおりである。

【副会長】 長時間労働を是正しようと思うと、表面でわかる時間だけが是正されていって、実際はもっと働いているみたいなことが起こりやすいかなとも思うが。管理職向けワーク・ライフ・バランスの意味をテーマとして、研修を行ったということだが、具体的にテーマを教えてもらいたい。

【人事課長】 講師は政府の委員等をされている小室淑恵さんという、ワーク・ライフ・バランスの委員をやられている先生で、時間の使い方等の具体的なコンサルタントもいろいろな職場でやられているということなので、そのような具体的な事例についてお話しいただいている。

【副会長】 時間の使い方を工夫して、もっと効率よく働こうということか。

【人事課長】 そのとおりである。これからは人手不足の社会になっていくので、や

はり生産性を上げていくという努力をしていかないと、どんどん難しい社会になっていくというお話をいただいた。

【会長】 研修の時間と内容はどうだったのか。

【人事課長】 研修は90分で、講義と質疑応答である。

【副会長】 女性管理職の登用の推進についてだが、育児休暇取得者も昇進試験を受けられるような運用の見直しについて、具体的にこうだったのをこうした、ということを知っていただきたい。女性のキャリアプランについて抱える悩みを把握したということについても、大体どの様なことが項目として挙げたのか。

【人事課長】 事業番号40、市役所の女性管理職の登用推進のところの見直しについては、育児休業をとっている職員については、その年度は試験が受けられないという運用だったのだが、昨年度から昇任試験を受けられるように運用を見直した。

【副会長】 条件自体は変わらず、条件を満たしていても育児休業中は受験できなかった運用が、受けられるようになったということか。

【人事課長】 そのとおりである。また、女性職員の悩みについてだが、要望として3つ大きなものがあり、1つがワーク・ライフ・バランスの環境整備をしてもらいたいという要望が多かった。2つ目としては、残業や休日勤務を削減してもらいたい。それと、3つ目としては、育児休暇、と介護休暇期間がハンデとならないような運用をしてもらいたいと、そういうところが要望として多かった。

【会長】 ワーク・ライフ・バランスの環境整備というのは、具体的にどこが一番のポイントか。

【人事課長】 具体的には、時差勤務を試行した。通常だと職員は8時半から、5時15分までの勤務だが、それを7時半まで前倒しにできるパターンと、午後1時から勤務するパターン等がある。

【副会長】 総時間数は変えないでか。

【人事課長】 勤務時間は一緒で、午後1時始まりは午後9時45分までである。そうした取組を7月から始めて、8月の中旬まで行って、職員の利用状況を検証して、今後の本格実施に向け、いろいろ検証していきたいと考えている。

【委員】 ワーク・ライフ・バランスで今生産性という言葉が出てきたが、通常少しでも残業を減らすために、例えばだが、夕方4時以降の会議はしないとか、そういった介護とか育児に携わっている方の負担にならないで、かつ、生産性というか、業務

的に何かこう、無駄なものを割愛したりとかという取組は具体的にされているか。

【人事課長】 なかなか具体的な取組が進まないというのが現状だが、おっしゃるとおり、会議の時間はよく無駄な時間と言われるところで、武蔵野市でも会議スタンダードと言って、時間は1時間で済ます、また、資料をなるべく簡素化する、そういったルールを、以前にも作っていたのだが、それが形骸化しているということで、現在、見直しをしている。それは総務部の中で実施をする予定で、案を作っている。

【委員】 もう1点、今民間では結構、テレワークというのか、在宅で勤務するということ、むしろ会社からすごくしてくれというお願いされて自宅でしている方がいるということをよく耳にするが、そういった取組は考えているか。

【人事課長】 今のところは考えていない。市役所はどうしても半分以上が窓口業務なので、人がいないとできない。管理的な業務についてはテレワークも実施できる可能性があると思うが、どうしても市役所では個人情報の取り扱いの問題がある。

【副会長】 在宅勤務を公官庁でしているところはあるか。

【人事課長】 今度国のほうで始めるような話も新聞報道で見ている。都のほうでも2020年のオリンピック、パラリンピックにあわせてテレワークを検討している。

【会長】 総務省が推進しているので、総務省の一部では積極的に取り組んでいる。

【副会長】 できる職種が限られるが、でも、どんどん国とか都がやっていけば、何かできる範囲でやっていこうという流れにはなるのではないかということか。

【委員】 男性の育児休業の期間についてだが、何か1週間ぐらいとか、という人と、もっとうんと長い人がおり、その辺はあまりにもちょっと1カ月だとアバウトだと思う。1週間で育児休業というのか、みたいなどころもある。でも、28年度、29年度、こうであるとか、本当の意味でちゃんと実質的、男性がとっているのかということ、私たちのところで非常に話題になったので、もうちょっときめ細かく教えていただきたい。やはり本当に男性も育児参加し、いろいろなことがよくわかってき始めているのかなと、でも、現実はどうなのかとか。延びているということだけはわかったが、ちょっとそういったところが伺いたいと思っていたが、大体1カ月というアバウトなことしかわからないということか。

【人事課長】 おっしゃるとおり、今まではやはり3日、1週間とか、とりあえずとってみようというぐらいだったが、だんだん浸透して、取得率も伸び、期間も大体1カ月ぐらいなら職場の理解も得られてきたという状況であるため、とっている職員の

話を聞くと、平均1カ月ぐらいはとっているのではないかと認識している。

【担当部長】 私の職場で3人ほど男性職員の育児休業取得者がいたが、うち2人については、1カ月強くらいとっている。もう1人は3週間弱くらいだった。3日や、4日とか、1週間という人は、私は3年間で経験がない。

【副会長】 そういうものは、データ化はしていないものか。変遷もわかるようにしてもらいたい。

【会長】 育児休業の取得率だけではなくて、期間についての情報も提供していただくと、目標を考える上でも参考になると思う。

【生活経済課長】 生活経済課から報告する。事業番号I5番、ワーク・ライフ・バランスの推進の項目で、市内企業の両立支援、促進に向けた融資アドバイザー制度の研究ということで、生活経済課では制度融資を扱っているが、それを両立支援に積極的に取り組む企業さんに対して、少しインセンティブをつけられないかということの検討、研究になっている。29年度はあまり検討ができていないが、今年度、産業振興計画の改定をしている。その中で制度融資についても、委員の皆様にも討議をしていただいて、両立支援等に積極的に取り組んでいる企業に対して融資制度は何かできないかということを検討していきたいと思っている。ただし、制度融資には税金が入るので、どういう条件のところなら公平性を保てるのかということをあわせて考えないといけないので、そこについては、策定委員の皆様とも協議して、進めていきたいと思っている。

それから、事業番号17、18、19については、従前どおりの取組ということで、チラシ、リーフレットの配架、それから、市ホームページでの周知という形での対応を継続して実施をしている。

次に事業番号42、43になるが、どちらもA評価をつけさせてもらっている。42の女性の就労支援は、女性に限らず、高齢者の就労支援なども含めて、単独ではなかなか難しいが、近隣の自治体やハローワークや、東京都のしごとセンターという専門部署の力を借りて、共催という形で、託児つきや女性向き、あるいは、パートタイムというようなことで、比較的きめ細かくやらせていただいている。また、資料に記載のような、しごとセンターでの期間を連続した講座なども実施しているところである。43も制度融資の絡みであるが、今年度、制度融資の規則改正を行っており、NPO団体が制度融資を申請できるように改正をしたところである。

最後になるが、事業番号83、消費者被害の防止対策の推進であるが、これに関しては特に男女ということではなく、消費者という切り口での事業になっている。事業実施は例年継続しているところだが、今年度以降になるが、ご案内のとおり、4年後に民法が改正されると、成年年齢が18歳になるということがあるので、今後ここに書いてある事業とあわせて、特に中学生になると思うが、現在、中学生から高校生の生徒に対して、民法改正による、成年年齢が18歳になることによって様々な契約行為などが保護者の同意がなくてもできてしまうようになるので、そういった中での被害防止に向けた啓発等に取り組んでいきたいと考えている。

【健康課長】 続いて、健康課から方向する。事業番号51番の配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見について、こんにちは赤ちゃん訪問や子ども家庭相談などを通して、暴力の早期発見に努めるということである。平成28年に母子保健法が改正になり、母子事業が虐待防止の事業ということで位置づけられている。生後4カ月間での全ての乳幼児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。その際に、また、そのほかの乳幼児の健診であるとか、相談事業から、家族の相談に対応するというものについては、30年度も引き続き実施している。

事業番号87、乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上について、29年から新たに、検診箇所を4カ所に増やして、武蔵境駅周辺でも1医療機関で検診ができるようになった。ただし、残念ながら受診率が落ちてしまったという現状があるので、平成31年度については、対象者全員に受診票を送付するような形で受診率の向上を目指したいと考えている。

事業番号88、子宮頸がん予防ワクチン接種だが、こちらについては、平成25年4月から定期接種として接種を開始したが、副反応があったということで、積極的勧奨が差し控えられている状況は、変わっていない。希望者に接種は行っているが、積極的な勧奨は差し控えている状況である。ただし、まだ国は動いていないが、論調としては、年間1万人ぐらい子宮頸がんになられる方がいらっしゃるということもあり、予防接種を勧めたらどうだという意見は、周りから徐々に出てきている。

事業番号89、母体ケアに関する事業の実施については、29年度新たに、このとり学級の土曜日クラスの定員を増やした。保健センターと子ども家庭支援センターにいらした方については、保険師等専門職が相談に乗っていたが、子ども家庭支援セ

ンターから、いらして説明を受けた方が、平成29年度55%だったものが、平成30年度63%、それで、保健センターに来る人が40%を超えているような状況である。さらに30年度については、不安の強い産後早期に電話で状況を伺い、支援の必要な方に早期の訪問を行うということを実施している。

事業番号90、健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動ということで、エイズ、感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行ってきた。29年度は、市内の中学生から啓発のためのポスターと標語を募集し、今までは掲示等を行っていなかったが、青空市の際に本庁舎内に優秀作品を掲示した。エイズや感染症の啓発については従前どおりである。30年度も同様に進める。

事業番号91、骨粗しょう症予防事業の実施だが、基本的には20代から70代の5歳刻みで、骨粗しょう症予防教室を実施してきた。啓発については40歳以上の方の5歳刻みということで啓発をしており、平成28年が380名、平成29年は425名と増加している。

【会長】 委員から質問、意見があればお願いしたい。

【委員】 事業番号51番だが、4カ月検診のときに訪問して、そうした中で、夫からの暴力とか、夫婦間の問題も出てきたり、そこから保健福祉センターにつながったり、子家センにつながったりしていると思う。その辺の具体的な数字はどれぐらい上がってきて、連携されているのか。

【健康課長】 こんにちは赤ちゃん訪問から、どのぐらい子ども家庭支援センターにつながっているか、ということだが、その数字は現在出ていない。月1回、子ども家庭支援センターとのケース検討会議で、情報共有を行っている。地区担当が持っているケースの件数が年々増えている状況で、1人100件以上持っているというのが現状である。

【副会長】 乳がんと子宮頸がん検診だが、多分、働いている方や、何らかどこかで健康診断を受ける人はオプションであるので、それなりの機関で何年かに1回は受ける方が多く、市とは別に、そういった機会を受けられていれば受けなくてもいい。フォローが必要なのは、そういうところでは吸収されない人たちをきちっと捕まえてはいけないと思う。そうすると、全体的に受診票を送るのではなくて、何かそういう方に特化して、すごく受けやすいような方法で発信することはできないか。

【健康課長】 例えば、国保に入っている方はレセプトが保険課の方に入るというこ

とはあるが、なかなか健康課まで情報が来ないので、一度受診した人に勧奨すると次も受診してもらえ。そういった受診勧奨で動かないという方というのがわかるので、まず1回送ってみて、毎年受けてくれる人に今後も啓発をしていこうと、そういった形でまず進めていこうと思っている。一人一人の保険が全部わかって、オプションで受けている方がわかれば良いが、データとしては入ってこないのが現状である。

【副会長】 産後に電話で状況を伺うということだが、電話番号は、固定じゃない方が多いと思うが、わかるものなのか。

【健康課長】 妊娠届出時のときに聞いており、それで、出産後にご連絡させていただきというようなことをお願いしている。

【子ども政策課長代理】 事業番号23、子育て支援施設の整備だが、子どもプラン武蔵野の中間見直しのためのニーズ調査として子ども・子育て支援に関するアンケート調査を行っている。第五次子どもプラン武蔵野が32年度から始まるので、現在30年度に再度調査を行って、子ども・子育て支援に関するニーズを確認し、子育て支援施設のあり方を検討する。29年度、30年度で検討し、31年度中に固めていきたいと考えている。

事業番号26、ファミリーサポート事業への支援だが、29年度の平成30年1月からファミリー・サポート・センター事業を開始した。内容としては、育児の援助を受けたい方と、援助をしてくださる方をつなぐ事業である。この事業が、現在会員数としては、合わせて420人程度いるが、まだまだ会員数が足りず、事業の展開として大きなものではないので、今年度も引き続き事業の周知を行い、会員の獲得を図っていく。

事業番号32番、まちぐるみ子育て応援事業補助金制度の実施であるが、地域の団体と協働して、まちぐるみで子育て家庭を応援する事業を行っている。第2期目として、28年度から30年度において、ローズカフェというまちカフェ事業を行っており、毎月1回程度開催をしている。内容としては、三駅圏のカフェやレストラン、その他の施設を利用した親子カフェ事業で、毎回様々な地域のゲストスピーカーを「まちの達人」として招き、親子の触れ合いや地域の交流を図っている。30年度が最終年度となっており、31年度以降は事業自体の見直しを図っていく予定である。

事業番号46番、男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への

支援であるが、男性の子育てへのかかわりを促進するきっかけとして、父親向け育児啓発講座を実施している。29年度は、親子、お父さんと一緒に体を動かすかけっこ教室を開催した。募集を開始した直後にかなりの人数の応募があり、大盛況だった事業である。今年度も引き続き親子の触れ合いという機会を設け、子育てにおいて男性の参加を促したい。

【子ども育成課長】 子ども育成課をお願いします。事業番号24番、子育て支援施設のサービスの充実だが、認可保育園における子育て支援事業等になり、プレママのひろば、あかちゃんのひろば等の事業を実施している。保育士、栄養士、保健師等の専門職が、例えば、離乳食講座のご案内、救急法のご案内などを実施している。30年度においては、この取組をさらに進めるために、健康課の「ゆりかごむさしの」での案内のほか、市報やホームページでの案内を引き続き行っていく。

続いて事業番号28、病児・病後児保育の拡充である。昨年度実績としては、年間566名の病児保育の利用、病後児保育事業は309名の利用があった。30年度においては、引き続きこの取組を進めていくものとともに、平成31年4月の開所に向けて、吉祥寺地区に1カ所病児保育施設を整備する予定である。これで3駅圏に1カ所ずつ病児・病後児施設ができるという形になり、安心の確保につながると考えている。

事業番号29、待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実だが、平成30年度は、認可保育所が5園、さらに認証保育所等を整備し、合計で442名の定員増を行った。結果として、昨年29年4月1日の120名の待機児から、30年4月1日で53名と、67名の減少を達成することができた。ただし、まだ53名の待機児がいるという状況もあるので、引き続き整備を行っていききたい。

【会長】 何か質問、意見はあるか。

【委員】 事業番号26ファミリーサポート事業の支援と、28の病児・病後児保育の拡充をセットで伺いたい。私もファミリーサポートを利用しており、料金が今までNPOで頼んでいたものの半額になり、なおかつ、預かってくれる方との距離も近いので、いい制度だと思う。これからも人数をふやしていくのであれば、今利用している方のニーズというか、声を、今使っていてとても便利であるとか、使って助かっていますという声を集めてPRしていったほうが、より何かできるかなと思う。

私も去年この会議で、吉祥寺に病児施設を何とかしてもらわないと困るという声を上げたことがあるが、ファミリーサポートもちょっと病児・病後児の何か面倒を見ていただけるとのことなので、そういったことも含めて、別々じゃなく、働くお母さんはこういうことが利用できますよという、エリア別で、特に吉祥寺はなかなか無いので、わかるようにやってもらえると、より利用する人がふえると思う。とてもいい制度なので、私もいいですよということを言いたいなと思っている。

【委員】 26番ファミリーサポート事業の支援だが、私はこの会員さんの講座を1コマ持っており、助産師会でやらせてもらっている。ファミリーサポートは6カ月以降の赤ちゃんから使えるが、今回子家の方は来ていなくて、事業番号31の産前産後のところ、ここは3カ月の赤ちゃんが対象、ファミリーサポートは6カ月からの赤ちゃんが対象になっていて、4、5、6カ月までの、やはり助けてほしい人たちのサポートが全く抜けている状態が何でなのかを知りたい。ファミリーサポートは6カ月からは直接、幼児を扱っていいように講義を進めていくが、産前産後は赤ちゃんに一切さわっちゃだめなことになっていて、一番赤ちゃんを見てもらいたい時期のサポートはゼロ、実は6カ月までなのをもう少し何とかできないのかなというので、結構やはり2人目、3人目のお子さん持っている方は、結局は赤ちゃんを見てほしいのに、上の子と遊ぶとか、そういうのばかりで、お母さんから離されてしまうという、ちょっと矛盾が生じている。虐待防止とかも含めて、そこを何とかセットにして、ずっと継続したフォローが初めからできないのかなというのが、何年も前から思っていることである。

【副会長】 3カ月間は全く何もできないのか。

【委員】 沐浴介助ぐらいしかできない。ほかの地域、武蔵野市外のところのファミサポさんは、0歳からずっと抱っこしてもらったりできるのだが、本当は産後すぐのママたちは抱っこしてもらいたいし、あやしてもらいたいんだけど、実際はやっちゃだめというシステムになっているのに、急に6カ月になるとおんぶも抱っこもしていいみたいな感じになるので、そこがちょっと、課題が大きくて話が多分終わらないと思うが、ちょっとずっと日ごろから思っていたので申し上げた。

【副会長】 多分どこかだけでどうにかなる問題ではないと思う。

【健康課長】 健康推進計画の中では、産後ケアの事業についてこれから研究していくということになっているので、それを進める中でどのぐらいの範囲までカバーして

いくか、そういったところは子ども政策課等とも協議をしながら、今切れているという
ことであるので、切れ目ない支援を進めるために検討してまいりたいと思う。

【副会長】 その間の支援を本当にうめるため、次の5年の間にやってほしいという
ことで入れたほうがいいのかと、聞いていて思った。ただし、その場合にどういう課
題をクリアしなくてはいけないのかわからないと難しいと思う。

その関連で、数値的なもので把握をしておきたい。病児・病後児保育で566人、
309名が利用しましたということだが、この数字だけがあってもよくわからない。

【子ども育成課長】 数としては増加している。しかし、数が増えること自体が喜ば
しいこととは思っていない。定員の枠を確保して、いつでも必要な方が利用できる
というのが安心につながると思っているので、利用者数の多寡で判断はしていない。

【副会長】 しかし、使えている、数がふえているということ自体は何かいいことで
はないか。それでもさらに本来使いたくて使えていない方がいるとすれば、そこが解
消しなくてはならない問題ではないか。多いのがよくないというのはわからない。こ
こで数が減るほうがいいというのは、どういった場合がそれに当たるのか。

【子ども育成課長】 今申し上げたのは数的充足よりも、安心してそのときに使える
ことが重要であるということなので、この数が2倍になったり、3倍になったりする
ことがいいことではない、という趣旨での発言である。利用を希望する方が利用でき
るだけの枠を設けていけばいいのではないかと、という趣旨である。

【会長】 利用を希望している方は、利用できていると見ているか。

【子ども育成課長】 今のところ、溢れて利用できないとは聞いていない。もちろん
インフルエンザ流行期とか、集中してしまう時期には少し溢れてしまうこともある。
通常期においては、特に、どうしても予約しても入れないとか、申込みしても難しい
ということは特には聞いていない状況である。

【副会長】 それは二、三年前に比べて改善しているのか、もともとそうなのか。

【子ども育成課長】 施設の数はこちら数年変わっていないので、あまり変わっていな
い。武蔵野市以外でも病児・病後児の施設もできてきており、それらの施設も利用さ
れている方もいるので、武蔵野市内の施設だけでカバーし切れているというふうには
思っていない。先ほど申し上げたように、まだ吉祥寺地区では施設がないので、これ
を充足させて、武蔵野としては3駅圏にできたということでは、目標は達成したと思
っているが、それでもまだ足りないということであれば、さらなる展開をする必要が

あると思っている。

【委員】 今の病児保育のことだが、いろいろな病気があるのにどうやって病児保育は預かるのかとか、基本的なところを伺いたい。

【副会長】 お互いにうつらないようにとか、そういうことか。

【委員】 そういうことも含めて、利用をするのに非常に不安がったり、あるいは、病気でも預けるのかといった感じの、何か全体の雰囲気かわからない。私自身も働いているとき、子供が病気のとときにどうやって両立させるか、そここのところが一番難しかった。吉祥寺にできるというだけで、ものすごくうれしいと思うが、もっと使い勝手のいい制度だとありがたい。誰も子供を病気にさせたくないが、仕事をしている場合は預けざるを得ない。しかし、どういう施設かわからなかったらやはり休んで、自分で子供を見てしまおうというのがある。病児保育がどういう施設なのか、わからないから不安、そして、やはり使いにくい、じゃあ、親を頼むとか、自分が無理しても休むとか、いろいろな人が言っている。この病児保育の問題というのは非常に厳しい。

【副会長】 キャパシティの問題と、質の問題、あと、広報の問題があるということか。知らないから使えない、わからないから使いにくい、使おう、使うことに踏み切らない人がいるということと、使ってみたけれどもちょっと困ったと思う部分があったという方がいるということか。

【委員】 使ってみて、使いにくかったというのは、私自身は存じ上げないが、もともと吉祥寺にないこと自体が問題だと思っていた。より一層の、安全性も含め、いろいろな病気があるのにどうやって対応しているのかとか、様々な不安を結構聞くので、やはり増えるというのは困るが、病気にはなるので、充実してほしい。それから、どういふものなのかが、直接のお母さんだけじゃなく、いろいろな人が理解できることが大事ではないかと思っている。

【副会長】 その施設自体は、病気の子供を預かることについて、どういう整備をしているのか。通常の保育園と違って、どういうことに気をかけている施設か。

【子ども育成課長】 病児保育の方は、それぞれが感染しないように部屋を別々で、隔離をして保育を行っていくということと同時に、やはり保育に通じた職員も配置をして対応している。

【副会長】 それぞれの施設で、1部屋に1人という感じか。また、その部屋数というのはどのぐらいあるのか。

【子ども育成課長】 市内では、病児保育室と病後児保育室1つずつで、それぞれ4名定員ずつ別々に入れる部屋も持っている。ただ、病児保育のほうは、もう少し定員はふやせる要素は持っており、8名までは受け入れられる。

【副会長】 新しく吉祥寺で増えたら、さらにこれにプラスで吉祥寺の分が増えるということか。

【子ども育成課長】 プラスで5名程度増えると考えている。

【副会長】 そうしたら、ファミリーサポート事業についてだが、受ける方と働く方がそれぞれ何名ずつで、どういったことをされているのかということと、特別プロじゃない方たちの中でやり取りをするということには、一定のリスクもあると思うが、そういうことへのケアとか管理はどのように行っているか。

【子ども政策課長代理】 サポートを受けたい方のことをファミリー会員と呼んでおり、4月9日時点で337名である。一方で、支援してくださる方をサポート会員と呼んでおり、84名である。合計で421名の会員数となっている。

続いて、サポートを受けたい内容としまして、4月の時点のアンケートがあるが、保育所、幼稚園の登園であるとか、帰宅後の預かりというところが1位、2位となっている。その次として、保護者の外出の場合の援助、あとは、保育所・幼稚園の送り迎え、続いて、保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助となっている。

【副会長】 これは面倒を見るということがいろいろな状況で生じて、それをサポートするということだと思うが、この84名の方というのは、年齢とか、どういう経歴の方がされているのか。何となくのイメージでは、子育てをある程度終わって手があるような人なのかなと思っていたが、そういう感じなのか。

【委員】 まさしくそうである。私が応募しようと思った。研修が何日かある。

【委員】 ひまわりママというNPOが管轄しており、経験がある方を、マッチングしている。ある程度地域的なくくりによって、あまり遠い方じゃなくて、地元で選んでいる。ちゃんと顔を合わせて、ちゃんとどういうことをやるのか話し合うので、比較的コミュニケーションをとってから事業を始めているので、預けるほうも、来てただいて、結構安心感はあると思うが、やはりこれからの課題としては、さっきの人数の格差、やはりニーズが増えれば、誰が、というところの質をすごく求めるので、そこは多分NPOさん中心にやっていくと思う。

【会長】 例えば、Aさんがよかったら、次からAさんを頼めるのか。

【委員】 同じ方で、違う方にはならない。

【委員】 でも、年齢は区切っていない。

【委員】 多分1時間とか、2時間とか、結構そういう気楽な時間帯からできるので、例えば、半日、1日お願いしますというよりは、ちょっと習い事があるから送り迎えをしてくださいとか、いろいろ何か、多岐にわたるようである。

【副会長】 事業自体はすごくいい事業だけれども、リスク管理をよほどしっかりしないと、何かがあったときに誰がどう責任とるのか、というのはちょっと怖いところもあるし、あまりやる人のほうの条件をフリーにしてしまうと結構いろいろ、危なさそうで怖い。何かこの際こういう、もう少しこういう形の絞り方だったら私のほうの見た感じの安心感もあると思う。

【委員】 例えば、一番心配なのは体力のところ、だから、年齢とか、そういう経験を、子育て経験だけでものをはかっちはいけないとは思いますが、そういう小さい子にかかわった経験が少なくともあるのかどうかとか、小さい子を見たことがあるというのがまず前提でないと、全く実は子供を見たことない、すごく好きなだけでというと、子供のはかり知れない何か突発的なことが、どうしても予測できないというものもあると思う。あまり選別し過ぎるのもよくないとは思いますが、不安はある。

【副会長】 例えば、お子さんもある程度大きくなれば大丈夫なところもあるので、年齢で区切って、条件みたいところで、調整したほうが良いのではないかと。

【委員】 例えば、抱っこひもを最低使ったことがある人は乳幼児でもいいとか。

【子ども政策課長代理】 それはおっしゃっていただいたマッチングのときにやはり聞き取りというのを必要としている。

【副会長】 何か、内規的なものはあるのか。ある程度そういう運用のところでもクオリティが保たれるような担保があるのだったらいいのではないかと。それがすごく実働して大丈夫な基準だったら良いと思う。

【会長】 基本目標Ⅱの基本施策2の(1)市内企業等の協働によるワーク・ライフ・バランスの推進というところで、昨年の評価よりも今年の評価がよいが、今年は市内企業との進んだと考えてよいか。都の労働センター、相談センターとの交流で進んできたということか。

【生活経済課長】 この事業名がそのような形になっているが、実際は生活経済課の方で、民間の企業さんと協働でやっているという事業はない。また、個別の企業さんをリスト化しているということもないので、そういうことがあるときには、例えば、商工会議所の会員さんの事業所に対して会報等で周知をさせてもらうとかを考えている。

【会長】 前回の審議会の評価は、主管課の自己評価にDもあったこともあり、どこの自治体でも苦勞されている部分ではあり進めるのは難しいだろうと考えつつも三角をつけた。今回は自己評価が改善しているので、その点を審議会でどう評価したらよいかを考えたいと思って、伺っている。

【委員】 現実的には今の段階ではサジェスションはないのだろう。だから、その辺のところを今商工会が市と何かと話し合う、先ほどの問題もそうだが、将来、この課のエリアゾーンでいいかという問題に入ってくると思う。

先ほどの、大学生に、成蹊でのデートDV講座と言ったけれども、もっと高校生とか中学生にしなければいけない、それから、この項目もそうだが、ちょっと話がそれで、これ1つ見ると、例えば、確かにDVとか何かの問題があるけれども、じゃあ、この相談カードを子供が見たとして、トイレにね、例えば、子供が悩みを抱えてとか、何かそんなところが全然セクション、セクションがこうなっているけれども、じゃあ、これを1つ、子供を含めて利用しましょうといったときに、1人で悩んでみたく、大人の何かDVとか何かじゃないんだけど、何かそこら辺のところを提案してきているんだけど、どこと絡めてここ、みたいにシステム化してくるのかというところである。民間の意見も入れて。

【委員】 事業番号90の健康、エイズとか感染症の予防のところがあるが、これが、啓発活動だけでいいのか、本当は予防しなきゃいけないので、せっかく中学生にポスターとか標語を書かせているけれども、本当にその病気のことを子供たちが理解して、予防する力を持っているのかと言われたら、多分ない、今の教育だと。なので、そこはやはり健康課がそこをやるけれども、教育とセッションしなきゃいけなかったり、結局がん予防も、頸がんは性感染症の一部であるので、その感染症予防も、がん検診しなさい、がん検診しなさいじゃなくて、ワクチンを打つのは中高生であったりするので、だんだん医師会は少し予防接種を受けたほうがいいよ、とかとなってきているので、積極接種じゃなくても、そういうのがあるんだというのは、やはり子どもたち

が知る権利も必要だし、親がやらせるか、やらせないか、だけしか今は選べないというのがあるので、そういうところは、やはり健康課と教育で調整したりとか、多分いろいろな課が混ざってやっていくことがふえてくるのかと思う。

【副会長】 課にまたがるところだと、うまく連携がとれていない部分があるということだ。こういうことを話し合っただけで進めてほしいということ、全体としてまとめたと思う。

【委員】 あと、リプロダクティブ・ヘルスとか、一番何が大事なのか、異性問題、セックス問題というときに、この言葉自体、ヨーロッパの何か英語からとったのですか、ヘルス、健康、健全、きれいな言葉で抑えているけれども、周知力がないと思う。一般の平面のところの公式文書ではいいです。ただ、本当民間に行って、普通の方が来たときに、例えば、セックスに関して何かのときに、病院で目にとまるけれども、その辺のところも、ここはそういうあれではないけれど、そこも見ると視点がなくて、専門家だけでもだめだし、何か違った歯がゆさを感じる。前にいた時期とすごく進んでいる、さっき委員が言ったところのあれなんかは進んでいるけれども、ずっと変わらないものがあるみたいと感じた。

【委員】 今の質問の一番原点に戻るが、武蔵野市内の企業に対してのワーク・ライフ・バランスを、例えば、リストアップするとか、そういったことはないか。

【生活経済課長】 生活経済課としてはちょっと厳しいかなと思う。

【副会長】 商工会議所とかとコラボで何かできたりしないか。

【委員】 これだけ働き方改革とあって、国がやっている割には、意外と武蔵野市で何かこう、みんなでぱっとわかるような情報がないというのは何かもったいない。

【副会長】 多分情報を普通に発信するというのはできるけれども、何かその企業との間で具体的なやり取りをするとか、具体的に浸透させて改革するみたいなのは、今は難しい。

【会長】 そろそろ終わりの時間が近づいている。基本目標のⅡとⅢについては、今日の議論を踏まえて、事務局のほうでコメント、講評等を整理しておいてもらいたい。

それから、毎回かなり内容が多い一方、時間的制約があるため、委員の皆さんから意見をいただく時間が十分ではないかもしれないと危惧している。

そこで、提案だが、次回9月の審議会において、次期計画についての本格的議論が

開始されるので、その際に一人ずつ意見を伺う時間を設けたい。内容は、5年間の計画の策定にあたって、5年後を見据えて重要だと思ふこと、計画に盛り込みたいことについて、必要があれば資料等も配布していただければと思ふ。時間は、1人、1分から3分程度でお願いしたい。いかがか。

【副会長】 専門の分野がある方は、自分の専門分野でお話しいただけるとありがたい。

【委員】 1人、1分から3分くらいで、専門的な方は専門的なところで、あるいは、自分なりの提言があればそういうものを、要点を述べるなり、まとめるなりという形で9月13日は意見表明をする、ということでもいいか。

【会長】 資料を準備してもいいし、口頭でも構わないのでお願いしたい。事務局より何かあるか。

【事務局】 次回審議会は、委員の皆さまの意見表明が行われるので、15分前倒して、9月13日木曜日、武蔵野プレイスのフォーラム、6時45分開始としたい。

【会長】 では、以上で本日の審議会は終了とする。

— 了 —